

事例から学ぶ 中国知財紛争対応ノウハウ講座

～とことん事例で早わかり！

中国進出、今からでも遅くない知財紛争リスク回避策～

個別相談会あり!! 先着5社受付します!!

開催日程 平成24年3月9日(金) 13:30～17:30

〔13:30～16:30/講義、16:30～17:30/個別相談〕

講師 何 連明 (かれんめい) 氏

TMI 総合法律事務所外国法事務弁護士(中国法)

◇ 2009年、実用新案権の侵害訴訟「シュナイダー事件」の和解金が20億円という高額なものであることが判明し、しかも登録無効にしていけない中国の実用新案権の実態も明らかになりました。近年、日本企業が中国で知財紛争に巻き込まれた事例がメディアに掲載される機会が増えています。

2008年、中国は国策として国家知的財産戦略綱要を打ち出し、特許法第1条の「社会主義現代化建設」を「経済社会発展」に変更し、併せて発明の奨励策を実施し、2010年の特許、実用新案、意匠の出願件数を100万件の大台に乗せました(日本は同年約39万件)。また、特許権侵害訴訟は2011年上半期の特許訴訟で4千件(前年比40%増)、外国企業のからむものは、同年同期400件(昨年比20%増)と共に増加傾向にあります。

◇ 中国で、不意に知財侵害訴訟を起こされたら、あなたの会社はどう対処しますか。他人事だろうと思っていたことが、いつ自社に降りかかるかわかりません。中国市場に進出し事業を行う以上は、常に知財紛争リスクを考えておかなければならない時代となりました。

◇ 今回の講座では、中国市場に進出する日本企業が知財紛争に巻き込まれる各ケースを紹介し、ケース別にリスク回避策を徹底的に解説します。更に、今まさに紛争に巻き込まれている企業、あるいは巻き込まれそうになっている企業の方については講師の先生による個別相談も行います。

◇ 講師には、中国知財訴訟に関する第一人者をお迎えし、知財紛争実情とそのリスク回避策、日本企業に知られていない中国での効果的な代理人依頼方法や裁判所実情にも触れて頂きます。

中国で事業をしている企業やこれからの進出を考えている企業の皆様に、この講座の受講をお勧めします。今回、二部構成(講義の部、個別相談の部)とし、講義の部の後、事前に相談申込のあった案件について、中国知財侵害関連の個別相談を実施いたします。こちらも是非ご利用下さい。

■開催場所 (社) 発明協会研修ルーム
東京都港区虎ノ門2-9-14(発明会館ビル7階)

■参加料 一般 9,000円
会員 7,000円(消費税込)

内容のお問い合わせ先

(社)発明協会 太平洋工業所有権センター 外国相談室
TEL:03(3503)3027 FAX:03(3503)3239

※知的財産のスペシャリストをクリエイトする※



■定員 70名
(定員になり次第締め切ります)

■申込方法・お問い合わせ先
・当協会HP (<http://www.jiii.or.jp>) もしくは
FAXにてお申込みください。

◆検索ワード⇒

(社) 発明協会 知的財産研究センター 知財人材育成チーム
TEL: 03(3502)5439
FAX: 03(3506)8788
E-mail: kouza-form@jiii.or.jp

3月2日以降にキャンセルされた場合、参加料は理由の如何を問わずご請求させていただきますので予めご了承下さい。